平

田

隆

夫

(Intangible property) と見なされていた。ここから労働争議に際して、差止命令(Injunction)によるかかる 経営権乃至企業権の緊急的保護を目的とするいわゆる労働差止命令(Labor Injunction) 濫用えの道が開 領域に亘つて彼等自身の専断的決定をなし得る権利と考えられ、それは「のれん」等と同様、 支障なく商品市場又は労働市場を獲得する権利と解釈される。換言すれば、原則として、使用者が企業経営の全 ment rights or Right to do business)と言う用語がある。その意味は、必ずしも明瞭ではないが、米国では、 営のあらゆる領域に参加せしめんとするいわゆる労働者経営参加の目覚しい進展であろう。 「差止命令による統治」(Government by Injunction) 現代の労使関係に於ける注目すべき現象は、生産性の増強と産業平和の促進とを目的として、労働者を企業経 ひとたび労働組合が職場に結成された曉に於ては、労働条件その他が、一応団体交渉によつて、集団的に の時代を出現したことは、周知の通りである。 経営権 一種の無体財産 (Manage-

経営参加と労仂協約

徳的のものであり、 普及せしめる機縁となつた。現在常設的な制度として労働者経営参加を実施している国は、 カ国に上る。 が本格的に実施せられたのは、 られつつある労働者経営参加制度は、 と言う場合、ここでは勿論利潤分配制度や労働者株式参加制度は除外されるが、現在諸国で問題となり又実施せ する労働者の経営参加は、 拔の執着を物語るものと言えようが、契約自由の絶対性と同様、 米国に於て、 労働者の意向を企業経営の実際に反映せしめんとする試みは、決して新しいことではない。 更に進んで労使が積極的に生産に於て協同しつつある状態が見出されるのである。そうしてここに問題と 経営権を擁護せんとする使用者代表と、これを制約せんとする労働組合代表との取引過程である。 ②調和 (Working harmony)、 生産性の増大には、その必要を認識とする全労働者の協力を不可缺ならしめる。 職場に於ける労働組合の存在を「やむを得ざる害悪」と認める武装平和や労使協調の友好関係のみな ハービソン並びにコールマンは、 元来労働者経営参加の主要目標は二つある。第一は専ら生産性の向上を達成せんとする経済的 労働協約中に経営権に関する条項がとり入れられる場合の存するのは、使用者の経営権に対する不 現代の大企業に於て喪失した使用者と労働者との人間関係 (Human relation) の再建を志 労働協約を通じて、 (2)並びに(3)特に(3)の如き労使関係を基盤として成立するものと言うことが出来よう。 九四〇年以後であると言われる。そうして第二次世界大戦は、 第一次世界大戦以後に於て始めて注目せられるに至つたものであり、それ (3) 労使協同 事実上使用者の経営権は玂次制限されて行く。 現代米国の大量生産工場に於ける労使関係を、 (Union-management cooperation) 経営権の無制限行使の時代は、 第二は社会的乃至道 我国を含めて約三十 ①武装平和 (Armed の三つに定型化 労働者の これを一般的に 最早過ぎ去つた 経営参加 或意味に 現代の

営参加が急速に進展しつつある所以であろう。(誰こ) democracy) worker)の地位にまで引上げなければならない。その意味に於て、労働者経営参加は産業民主主義 歯車にすぎない状態におかれている。 向するものである。 国民経済の復興、その前提としての生産性向上の要請等と不可分に結びついている。最近諸国に於て、 の実践の一過程である。そうしてかかる二つの目標は、 労働者は、 政治的には、使用者と同様市民であるが、 しかし生産性の増強のためには、 労働者を生産に於ける協力者 同時に戦後に於ける諸国の産業の再建、 企業内に於ては、 機械に於ける一つの (Industrial 労働者経 (Fellow-

め得るのである。そうして当初経営参加の御用組合的性格を警戒した組合側も、 に帰した。 方的・素朴的な労働者経営参加の試みも、 労働者経営参加は、 現代の労働者経営参加は、 労働組合と無関係に行われる場合がある。 労働組合を中軸として展開され、その協力の下に、 一方的なるがゆえに却つて誤解や反感の源泉となり、 しかし進歩的な使用者達によつて実施された一 現在は、 一部のものを除き、 始めて充分な成果を納 その多くが失敗 積

極的にこれを支持し、

協力を惜まぬ状態にある。

vel) 位として行われる ものではな 事実これが現時に於ける支配的形態となつている。 までもなく個々の経営であるから、労働者経営参加は、各個の経営単位(Plant level)で行われるのが普通である。 かし乍ら、一概に労働者の経営参加と言つても、 が存在する。 高度産業国家に於ては、 英国にその例をとれば、前者は共同産業会議(Joint Industrial Council)、 (Industry level) ものや、更に進んで国家全体の立場から実施せられるもの 一層高い段階乃至次元に於けるものが問題となる。 しかし経営参加は、 問題は相当複雑である。 単に個々の経営乃至企業内に極限される 経営参加の実現される場所は、言う 即ち一産業全体を単 後者は全国共同 (National le-

す国 のものが最も多いが、 参加の程度も、 企業組織の 福利厚生の如き社会的事項から、 される場合もあり、 代表委員をもつて組織されるのが原則であるが、 我国では経営協議会と通称せられるが、 共同生産委員会、 至企業内に於ける経営単位の労働者経営参加に限定せられる。 諮問会議 **|もある。** (National Joint Advisory Council) 変革、 しかもこれらは前掲諸事項のそれぞれについて、 一般的には、 労使委員会、経営協議会等々の如き常設的機関を通じて行われる。 企業合同、労務並びに生産計画、経営方針の決定等々に亘る極めて広汎な領域を包含している。 その人数や労使代表委員の比率等も一様ではない。経営参加の範囲も、労働条件、 労働者側の承認がなければ決定を行い得ないいわゆる共同決定(Mitbestimmung) 使用者が労働者の提案に拘束されない協力的 雇傭、 解雇、 かかる委員会乃至協議会の構成は、 昇任等の人事的事項、更に経済的事項と呼ばれる経営目的の変更、 に相当するであろう。唯我々の考察は、 例えば西独や墺太利の如く、 必ずしも一様ではない。 経営参加は、 (Mitwirkung) 諸国に於て区々である。労使双方の 原則として、 労働者代表委員のみをもつて構成 しかし然らざる場合もある。 職場委員会、経営会議、 ここでは個々の経営乃 諮問的 (Advisory) 安全衛

定している。 強制する 協定の如き労使関係当事者の自発的合意によつて行われると同時に、 合がある。 かくの如く労働者経営参加は、 かで それが如何なる手段によつて行われるかと言うことである。 即ち経営協議会乃至労使委員会等の設置を労働協約又は経営協定に一任するか、 あ しかし我々の当面の課題は、 る。 現在共産国家を含めて二二カ国が、 具体的な制度としてこれを見れば相当複雑であるが、 労働協約を通じて実現せられる労働者経営参加の諸問題である。 経営協議会叉は類似の労働者経営参加 国家的 労働者経営参加は、 な立 法措置によつて実施せられ 当面の課題として重要な 現在労働協約又は 法律によつてこれを に関する法律 æ . る場 経 か 制 営

れれども、ここでは意識的にこれを保留し、以下に於ては、專ら自由国家について、労働者経営参加と労働協約 も考察の範囲は、 自由国家に於けるものに限定せられる。共産主義国家に於ても、 勿論経営参加は問題となるけ

cf., Commons, J. R. and Andrews, J. B., Principles of Labor Legislation. 4th. ed. 1936. pp. 383-84

との関連を問題にしたいと思う。

- (3) cf., Torff, S.H., Collective Bargaining. 1953. pp. 125-130.
- (3) Harbison, F.H., and Coleman, J.R., Goals and Strategy in Collective Bargaining. 1951. pp. 18-19.
- (a) International Labour Office, Co-operation in Industry, 1951. p. 5.
- 5 cf., Int. Lab. Office, op. cit. pp. 9-14.

Int. Lab. Off., op. cit. p. 53

- 〔註一〕 現在ルクセンブルグを除き、スペイン、和巓、ベルギー、フランス、墺太利、西独等の欧洲諸国に於ける経営参加に 関する法律が、何れも第二次世界大戦以後制定せられたものであることを見れば、この間の事情を察知することが出来る సుత్వినం vgl., Bührig, E., Handbuch der Betriebsverfassung. 1953. SS. 181-82.
- に於ては、経営参加が、一般的経済計画の実施に協力すると言う形で重要視される。vgl., Bührig., a. a. O, S. 自由国家に於ては、資本と労働との対立を前提とし両者の妥協と協力とが経営参加の課題であるのに対し、共産国家

_

協定であるから、経営参加の範囲、 である。然らざる場合、経営参加に関する諸事項が、直接協約の諸条項で定められる。 労働協約を通じて実施される経営参加は、経営協議会又は類似の機関の設置を、労働協約で協定するのが普通 程度その他が当事者双方の話合いによつて自由に決定せられるが、 関係労使当事者の自主的

る事 は、 果的であろう。 範的効力をもつのである。我国では、 効力をもち、 的事項とし、 に拘束される使用者のすべての経営に適用せられるので(第三条第二項)、これは協約関係者でない 九日の 属することとなつた 位を定める経営組織法的諸問題 (betriebsverfassungsrechtliche Fragen) と考えられ、 国家の強行法規に違反するような事項は、労働協約に於てもこれを内容となすことは出来な 労働協約中の経営参加条項に関する法的効力は直接問題とならない。 項に限られ(労組法第十六条)、 西 一独の これに規範的効力を附与することは、 「労働協約法」(Tarifvertragsgesetz) しかし国家が労働協約関係を規律する特別な立法措置を講じていない英、米、 わゆる不可侵(unabdingbar)である (第一条第一項)。従つて経営参加に関する事項は、労働条件に関する事項等と同様、 労働協約の経営参加に関する条項には及ばない。 現在のところ規範的効力をもつものは労働条件その他労働者の待遇に関す 労働協約を通じて労働者経営参加を実施する場合、 によれば、 (第四条第一項)。 そうして経営参加に関する事項は、 労働者経営参加は、経営内に於ける労働者 西独のように経営参加を規範 規範的事項 その他の国に於て 一九四 労働者に (経営規範) 九年四 極めて効 規範的 協約 ,も規 0 月 地

は、便宜上大体これを次の二つに類別して考察することが出来る。 (I)労働協約に特別な法的効力をもたせるか否かは別として、 がこれである。 (2)全国的労働組 これに属するのは、 以下これら各々につき、 合中央機関 米、 英 (Spitzenorganisation) カナダ、オーストレ その代表国の事情を概観しよう。 リヤ、 と全国的使用者組合中央機関との全国的協約によるも 現在労働協約によつて経営参加を実施してい 南阿、 (1) 企業・地域又は産業別の労働協約に . る諸[よるも 天

詳細に観察すれば、 その間に多少の差異が発見されるが、我国に関しては、別個にこれを取扱い 比島、日本等である。これらの諸国に於て たいと思う。

 \pm

等かの経営参加機関を設置してその活動を続けており、その大多数が生産増強に直接貢獻したと報告されている。 しかし米国に於ては、 Association)が一千の製造工業会社につき調査したところによれば、回答した経営数二六三のうち二二六が、何 使生産委員会を同時に団体交渉の場とする協定が成立した例もあるが、その数は極めて少ない。一九四五年七月 約によつて設置されたのである。労使生産委員会は、本来労働協約の対象となるような事項に関与せず、生産 これが激減し、一九四七年には、約三百を数えるにすぎなかつた。 大に専念した。これは関係使用者組合並びに労働組合によつて全国的に確認された。 よつて、生産増強を目的とする労使生産委員会が、主として金属、鉱山、 nagement Production Committee)又は単に生産委員会と称せられ、従業員数最少一五人から最高四万人まで の企業に設置せられている。これらは主として第二次世界大戦中設置されたのが、引続き現在まで存続しいるも 約によつて設置されるのが特色である。 のである。 Ħ 米国に於てはつ 現在に於て、三、二二四の労使生産委員会が存在し、関係労働者は五百万人以上に達したと言われる。 一九四二年一月、 経営協議会の如き経営参加の機関が、被服産業を除外すれば、専ら企業単位の協定乃至労働協 経営協議会等の如き常設的機関を設置することは稀れであり、原則と言うよりも寧ろ例外 戦時生産委員会 (War Production Board) が組織されたが、この委員会の勧奨に 現在米国に存在するかかる機関は、一般に労使生産委員会(Labor-ma-米国経営者協会(American Management 造船等の軍需産業に、各企業単位の協 小企業では、 労働協約で労 増

か くの如く米国では、常設的機関による労働者の経営参加が一般的に普及していないが、先にも指摘した如く、 をなすのである。

樹立等 qods-nom 的・人事的 それは団体交渉を通じ、 る。 組合側 が問題となつている。 が特に重大関心を示し、 その場合も矢張企業単位の労働協約によつて行われるものが支配的であるが、経営参加の範囲は、 等がこれである。 経 済的 諸事項に亘つている。 労働協約そのものの中に、 その他紛争の処理についても協力し、 経済的事項としては、 雇傭・解雇・懲戒につつき広汎な発言権をもつている。 社会的事項としては、安全衞生が中心となる。人事的事項に関しては、 経営参加に関する諸条項を闘いとることによつて実現せられ 企業の営業状態、 これに関する常設的機関を設置する場合もあ 会計帳簿の公開、 例えば 生産並びに分配計画 seniority rule, 社会 ヮ

就業安定、 員会(Shop Committee)を通じて実施せられる。 元に於けるものと同様、 の安定のために、 例外をなすものとして被服産業がある。ここでは被服業全体に適用される労働協約によつて、 技術的改善、 屢々組合が経営者側に財的援助を与える場合もあると言われる。 職業指導、労働条件の改善、企業の季節的変動の調整等々を包括している。 各個の企業乃至経営単位の経営参加が行 経営参加の範囲は、 われる。 ここでも極めて広汎であり、 各個企業に於ける経営参加 産業段階乃至次 更に被服産 生産 は 職場委 増

実に物語るものであろう。 が、 であろう。 れる事項も米国では大部分労働協約の条項としてとり入れられていると報告していることは、 以 労働者の経営参加が行われていない訳ではなく、 上が米国に於ける労働者経営参加の現状である。 米国 .に於ける生産性向上問題を視察した英国の労働組合代表者が、 しかも米国の経営参加には、 それは労働協約の適用によつて実現されていることを知る 常設的な労使協同機関が普及していないことは事実である 何等イデオロギーの裏付はなく、 英国では労使共同委員会で処理 全く実際的見地 との間 の事 から自 を如 3

主的に実施されているのである。そうしてそれはあくまで協力の範囲を出でない。 使用者側は共同決定を認めな

(b) 爽

E

が

労働組合もこれを希望しない。

促進せられ、 働条件については、 心をもたせ、 会のみが問題となるが、この職場委員会は労使の協議機関であり、その目的は、 びに地域的 もつて構成する職場委員会(Works Committee)を設立すること、がこれである。 れた産業に共同産業会議(Joint Industrial Council)を設置すること、②工業経営に於て、労使双方の代表者を 委員会(Whitley Committee) 使用者に対する苦情の処理を任務とした。 されていたo |次世界大戦勃発までの期間に於ては、 英国に於ては、第一次世界大戦以前、 ③摩擦を避け誤解を防止することである。 共同産業会議、 その数。 責任観を一層強めること、 九一七年報告書を提出 各企業単位であつたことは言うまでもないが、 関与しない。 も激増したが、 各職場に職場委員会を設置すると言う構想であつた。 の勧告が出てからである。 ホイットレー委員会のこの勧告によつて、第一次大戦時中職場委員会の設置が 一九二六年のゼネストによつて、 したが、 職場委員会の協議事項が、承認せられた労働条件の履行と福利厚生問題 (2)全国的又は地域的関係当局者が締結 その数は少なかつたが、 しかし職場委員会が本格的発展を遂げるに至つたのは、 労働者経営参加に関しては、次の二つを勧告した。 但し、 本来団体交渉の対象となるべき労賃並 これ 周知のように、 既に職場委員会(Works Committee) は労働者代表委員のみをもつて構成され、 時その発展が中断せられ ホイットレー委員会は、一 した労働 当间 (1)労働者に広く職場の事情に関 これは各産業に、 の課題としては、 協約の諸事項を実施 ζĶ (1) 充分に組 ホ E 1 Ø 職場委員 全国 九 他の労 トレ 二六年 専ら 的

に限られていたと言われる。 て、四、一六九の共同生産委員会が私企業に組織され、これに関係する労働者は、 主眼とする共同生産委員会 (Joint Producton Committee) 第二次世界大戦中は、軍需産業に於ける生産増大の要請に従つて、専ら生産 が著しい発展を遂げた。 約二百五十万人に違した。 九四三年七 月現 増強 在 に於

その 産業に於ける全国的労使団体に諮問し、一方各経営者並びにその労働者に対しては、労使協議機関の主旨、 **最大限利用、** tic 全国共同 ることとなつたが、政府も又かかる機関の進展を促進助長するために適当な措置を講じている。 とさ 題をとりあげ、一九四七年一月、関係使用者組合並びに労働組合の双方にかかる労使協議機関の設置を勧告し 労使協議機関が復活することとなつた。一方全国共同諮問会議(National Joint Advisory Council) 意的且諮問 全国共同諮問会議が設置を勧告した労使協議機関の組織並びに性格は、次の如きものであつた。(1)かかる機関は任 しての同様なる委員会が、 かかる機関を職場単位で設立した方がよいか、 第二次世界大戦終結後は、 (1) 何れを選んだ方が最適であるかの決定は、各産業に一任すること。 労働 『諮問· (3)各産業毎に、 者の安全、 .的性格のものたること、②労働条件等の如き元来正規の団体交渉によつて処理される諸問 原料の経済的利用等が掲げられている。 一会議の勧告の線に副うて労使協議機関の設置を促進するためには如何なる措置をとるべきかを、大 保健、 正規の団体交渉によつて実情に最も適応するような機関を設置せしめることとし、 戦後に於ても必要なる所以が認識されるに至り、 福祉、 かかる共同生産委員会の多数が解体されたが、 (2)訓練、 教育、 又はそれより一層広い地域を単位として組織し 就業規則その他の人事問題、 この勧告は各企業に於ける労便協議会の発展に拍車をか 又かかる労使協議機関の協 やがて職場に於ける労使協議機関 米国とは反対に、職場委員会の (3)生産方法の改善、 即ち労働大臣は、 た方が 議事項として 題 もこの間 は取 ρ'n 目的 時間 扱

価値を充分に了解せしめ、 にこれに従つて個々の経営にそれを設立するための 各産業に於てかかる機関 あらゆる奨励と援助とを与える旨を保証することによつて、 の設置に関する協約が関係団 体間に締結され たならば、

これに関する関心を高めることに努力しつつある。

協力の範囲を出でないものであることを知るであろう。 よつて設置されるものであり、 以 上が英国に於ける経営協議会の現状である。 元来団体交渉の対象となる諮問題は、 労使双方の代表委員をもつて構成されるが、 取扱わないことが特色であ これによつて英国の経営協議会は、主こして産業別 協議事項としては、 25 大体全国共同諮問 その性格は、 尚国有産業に於ける経営参加は、 共同決定ではなくて、 会議の提案が採用 労

よつて実施せられるのであるが、その概况は次の通りである。 諸国に於ける経営参加は、先にも指摘した如く、 これに属する代表国 は スェーデン、 ノー 労使双方の組合の全国的中央機関が締結した全国的労働協約に ルウェー、 デンマークの スカンヂナビヤ諮園である。

法律によって規定されるので、

当面の課題とはならない。

し得 率の高いことも見落してはならない。 統制力は強大であり、 によつて決定せられる。 方経営者連盟 ス こないと言われる。 カンヂナビヤ諸国に於ては、 には、 かかる事情から、 スェーデン、 殆んどすべての産業を代表する使用者が加盟している。 これは組合運動が五十余年の歴史と伝統を誇つている関係もあるが、 労使関係が全国的労働組合中央機関と全国的使用者組合中央機関との団 ノールウェー両国の使用者は、経営者連盟の承諾なくして新労働協約を締結 例えばスェーデンに於ては、労働者の九八%が労働総同 スカンヂナビア諸国に於ては、労便それぞれの組合の これら中央機関の組合員に対する | 盟に加入しており、 労使両組合の 全国 的 中央機関に 体交涉 組

あるから、 よる全国的労働協約を通じて、 その効果は、 立法措置による場合と実質的には同一である。 各個経営単位に於ける労働者経営参加が可能とされるのであ 5 又全国 的 協約で

の問題がとりあげられる。 れ、職場に於ける労使友好関係の促進或は時として就業安定が問題となる。 関する諸問題がこれである。 諸労 協議事項としては、社会的・人事的・経済的事項に亘つており、極めて広汎であるが、英国と同様、 使協力関 会が設置されることになつているが、 してい 働 渉に於てとり上げられ、 表委員の比 働総同盟との間に締結された協約は、 に締結され、 総同 戦後に於けるかかる全国的協約は、 マ 働 る各組 盟 協約によつて、スカンヂナビャ諸国の経営協議会に関する諸事項が定められている訳である。 係の促進にある。 ク両国に於ては、 並びに職員労働組合とそれぞれ別個の協約を締結した。 率、 合の同意を必要とすることに 同年九月一 選出方法は、 労働協約の対象となるような諸問 日から施行された。 例えばスェ そうしてこれはあくまでも協議機関であり、諮問的のもので、共同決定は 従業員二五人以上、 従つて社会的事項については、 これら三国に於て、 l 何れも労使双方の代表委員をもつて構成される。 一九五〇年九月二十二日の新協約によつて更新せられた。 デンマークに於て、 デンに於ては、 なつている。 ス ノールウェーでは従業員五〇人以上の経営に、 J. 必しも同一では l デンに於ては、 操業を一時的又は永続的に停止したり、 又一九四五年十二月七日、 題は取 主として安全衛生叉は企業内の職業指導等が 九四七年六月六日、 これら二つの協約の実施には、 扱わ ない。 ない。 その主要目的 九四六年八月三十日、 人事的事項については、解約告 例えば賃金、 経営者連盟と労働総同 ノー は、 しかしその定員、 ル 労 生産性 ウェ 働 時間 それぞれ経 1 経営者連 大規模の操 これらの全国的 向 経 中 組合の 行 等 営者 上の 央機関 スェ 労働 わ ため 盟との 12 連 盟 ーデン 条件 団体交 労使代 性営協議 収 知 |盟と労 12 かゞ 保 扱 短 0) 加 を 労 護 わ 12 労 間 盟

的改善について協議し、 前に、 実施する 表委員は、 益計算書が閲覧される。 釈について連絡調整を行う全国的機関である。 委員会は、 の問題を討議し、 当然解雇が予想されるが、 から提出される営業報告その他の関係報告を中心に討議 経営協議会が誰を再雇 使用者は経 のやむなきに至る場合、 労使双方の 秘密を厳守する義務を負う。 使用者側の |営協議会の労働者代表委員にその旨を通告することを要する。 全国 経営協議会として、 尤も公表すれば使用者側に損害を与えるような報告書は提出する必要は その際九 組 傭 合中央機関の代表者をもつて組織される常設的 解 すべきかを決定する。 雇理由に納得が 経営協議会は、 カ月以上就業した労働者を解 叉経営協議会の 使用者に一定の勧告を行う場合もあ 操短の いかない場合、 事前にこの問題を討議しなければならない。
 経済的 ため 主たる目的 が行 解雇せられた労働者が、 オオル 事項に これを労働市場委員会の審議に附する。 雇 が生産 スエ 関する審議は、 しなけ 1 産の デンに於ては、 ればなら 機関で、 [Ĥ] 通知 る。 上にある 特に重 四ケ月 ない 尙経 経営協議会や労 に基いて、 ・時は、 から、 バ 一要視される。 以 営協議会の運営手続 ラン 内に再 少 かかる場合には、 その たに 経営協議会は ス くとも二 15 雇 ため 働 傭 労働 使用者 労働者 1 される場 協約 の技術 週 や損 ति 間 側 解 場

以

のうち 产 言われるが、 業、交通等の 以 向 上 上の 僅 がスカンヂ か ため 重要産業に約三千の経営協議会が設立されており、これは更に約四千にまで 割 何れも最近組織されたものである。 が 0 いすぐれ 活 ナビャ諸国に於ける経営協議会の大要である。 勤 してい た手段として、 、るに過ぎな r s 般に所期の ものと推算され ノー 目的を達成 ルウェーでは、 7 15 る。 現在 し うつつ か かる 経営協議会が現在八百を数えてい ス あ Jr. 経 ると言われ 1 ・デン 営協議会は、労使協力関係 iz は、 る 増加する可 建築業を除 か し労使 能 हैं Ó 性 の促進、生 るが、 かゞ П 部では あると 林 Z-農

経営者並に労働者に対する責任等については、

協約でその詳細が定められる。

経

出を躊躇し、労働組合側も、労働協約の対象となる事項は討議しないことになつているとは言え、経営協議会で 経営協議会に対して不安をいだいている向もある。即ち使用者側は、経営協議会に営業報告その他の報告書の提 これらについても問題にしなければならない事情に立到り、その結果組合活動が制限される虞れのある旨を

- (1) vgl., Hueck, A. u. Nipperdey, H.C., Tarifvertragsgesetz. 2 Aufl. 1951. SS. 39-40, 87-88, 116-17.; Nikisch, A., Arbeitsrecht. 1951. SS. 307-308., 322-23.; Herschel, W., Arbeitsrecht. 1954. SS. 38-39.
- (2)cf., Int. Lab. Off., op. cit. pp. 19-32.: Bührig., a. a. O. SS. 173-74.
- (3)Int, Lab. Off., Labour-Management Co-operation in United States War Production, 1948. pp. 198-99
- E Int. Lab. Off., Co-operation in Industry. p. 28. pp. 115-16.
- cf., Ministry of Labour and National Service., Industrial Relations Handbook. 1953. pp. 18-19., 113-121.; Kirkaldy, Off., Co-operation in Industry. pp. 32-33.; Bührig, a. a. O. SS. 174-75. 労働省編集「労働時報」第七巻第一号、一 H.S., Industrial Relations in Great Britain. in: International Labour Review. Dec. 1953. pp. 486-92.; Int. Lab.
- © Int. Lab. Off., Co-operation in Industry. p. 33.
- (7) cf., Int. Lab. Off., Co-operation in Industry. pp. 45-52.: Bührig., a. a. O. SS.176-179. Galenson, W., Comparative Labor Movements. 1952. pp. 137-40., 166-67
- © Galenson. W., Comparative Labor Movements. 1952. pp. 166-67
- 〔註一〕 周知のように、この法律は、最初英・米両占領地域のみに適用せられたが、一九五三年四月二十三日の連邦法によ 用される連邦法となつている。 つて、仏占領地域にも拡大適用され(vgl., Bundesarbeitsblatt, Nr. 11. 1953. SS. 333-34)、 現在では、西独全域に適
- 全国共同諮問公議は、 一九三九年十万設置された。 全国的次元の労使協議機関である。最初 British Employers

勞使双方の委員が、各々十七人に増員されて今日に至つている。cf., Industrial Relations Handbook. pp. 13-14 係をもつすべての事項を協議し、年四回会議を開催した。一九四六年七月、戦後労働問題の重要性に鑑み、再組織され、 Confederation 並びに Trade Union Congress の各代表十五人をもつて構成され、諮問機関として、労使に共通利料関

=

上にあつたかかる工場委員会は、 大正十一年以後不況が一段と深刻化するに及んで、 不安の中で、労働者側から工場委員会に対する積極的襲望が起り、大正十二年には、四五が新設された。 年には民業に於て二一、大正九年には官民業を通じて二三を数えたと言われる。その後産業の不况と深刻な労働 表せられ、 第一次世界大戦以後である。即ち戦後労働組合運動が擡頭し、労働争議の頻発を見るに至つたので、その対策の **員会、職工使用人救済委員会、**意思疎通委員会等が、これに相当するであろう。その後類似の委員会が、若干の 工場で組織されているが、何れも散発的のものにすぎなかつた。これが一般的に重要視せられるに至つたのは、 一つとして、経営協議会がとりあげられるに至つたのである。大正八年には、内務省私案の労働委員会法案が発 我国に於ける経営協議会の最初のものとしては、明治二十九年鐘淵紡績会社の各工場に設置された職工懲罰季 先に保留した我国の経営協議会について、 翌九年頃から工場委員会又は懇談会の名称の下に、官営、民営の諸工場にこれが設置された。大正八 到底本来の機能を発揮することが不可能とたり、労使双方の熱意の喪失ととも 次に概説することとしよう。 資本攻勢が強大となり、 一方左翼急進分子の活躍で、

経営参加と労仂協約

に

その発展は一頓挫を来たした。

三九 (四七五)

> 発達途 しかし

好な成績をあげたものは、 であつ 議する諮問機関又は単なる協調乃至親睦機関であつた。 工場委員会は、 れし σ るであろう。 増加を見るような状態となつた。 昭 和六年満 たがい 労働組合の 洲 大部分事業主の発意により設立されたもので、 4 かし戦時体制の 0 勃発とともに、 これに対する関心は、 専ら事業主の道義心乃至温情に帰因したと言われる。 進 展に その原因の一 この 0 れ 制度が再び一般の関心を呼び、 比較的 遂に産業報国会の中に吸收されるのやむなきに至つた。 つには、 .薄く且消 構成は、 当時に於ける労働 極的 労働委件、 労使代表委員をもつて組織されるものが大多数 であり、 福利施設並びに作業能率等に 昭 労使間 和 組合運動の穩健化、 七年 の意思疎通、 から十年まで、 待 右翼化が注目さ 毎年平 遇改善等に良 -> これらの て協

事 員組 経営参加の手段としての経営協議会に対する要望を伺うことが出来るであろう。 運動 協議会を設置 この点米国の事情に近似していると言えよう。 有してい 働 項として、 堂参加 組 敗 合の 合の | 戦後の を背景に、 第 る我 積 を 極的 Ē 経営協議会は、 次争 経営参加を掲げるものが多く、 国 :的とする経営協議会の設置を協定することは、周知のように、企業別組合が全体の約八○%以上を占 戦前とは全く異る様相をとつて、花々しく登場した。 要望の下に、 0 編 議 現状では、経営協議会が、事実上企業単位 集及び業務に関する重要事項を協議する」と言う が同年十二月妥結した際、 労働組合法その他の労働法規の制定とともに、 労働協約によつて設置せられることとなつたのである。 又生産管理が激増したが、 その 昭和二十年十月、 協定覚書中に、 の労働協約によつて結成され 生産管理の最初の事例と言われる読売新聞 「社長と従業員代表とをもつて組織する 即ち労働組 か 項 かる情勢の下に、 目 世界に比類なき躍進を遂げた労働組 が あ その後頻発 る 合 我々は 労働協約によつて労働者 特に当初は ていることを意味す 戦後の経営協議会が した労働争議 ことに 労働組 左翼的 急進 合 0 要 従業 経 側 的 求 0 Ö 労

合法 急速に工場、 れではなかつ て協議するもの (第二十二条)で、 事業場に設置されるに至つたのである。 15 であつ 従って本来団体交渉の対象となる事項まで、 かかる経営協議会の決定した労働条件に関する基準を労働協約に於ける規範的事項と見な たが、 労働条件並びに人事の決定等に関しては、 当時の経営協議会は、 経営協議会でとりあげられたのである。 共同決定を認められたものも決して稀 社会的・人事的・経済的諸事項 旧 労働 えてつ 組

し

これに規範的効力を附与してい

たのは、

か

かる事

情の反映であつたと考えられる。

(3)企業の全体的計画、 彈力性をもつこと、 Ŧ 企業に於て多種多様であつた。 して発表した。 や生 か くの如く初期の経営協議会は、 産 成する経営協議会の設置を勧奨した。 管理 を否認した それによれば、 (2) 労働条件、 経理状態、 「社会秩序保持に関する声明」 政府も経営協議会の重要性を認識し、 (1)経営協議会は、 人事の 能率向上、 非常に広汎な問題をとりあげたのであるが、 一般的方針等を報告説明する、 作業条件の合理化、 又同日内閣書記官長は、 労使同数の代表委員をもつて構成され、 の中で、 労働争議 生産計画、 経営協議会に関する政府の構想を、 昭和二十一年六月十三日、 49 労働者の意向をとり入れ、 の発生を防止するため、 生産に関する事項につき協議する、 その構成や性格は、 各企業の実体に即し 激化する暴 労使代表をも もとより各 主として生 談話と 分デ た

が諮問されたが、 あ 営協議会指針」が うた。 強に資することを目的とする、 そうして六月十七日厚生大臣から中央労働委員会に、 中労委は、 これであ 営協議会の設置を強調した点で注目に値いするものである。 る₅5 小委員会を設置してこの問題を審議した結果、 これは主として株式会社を基準として作成されたもの (5)協議決定したことは、 「経営協議会の組織運営に関する参考例」 七月十七日答申案を決定した。 その大要を説明 であるが、 当 面 すれ 0 課題 作成 にと 経

双方責任をもつてこれを実行すると言つたもの

で

産

の増

労働

協約による経

かる指針は、 労働協約により設置され、 双方誠意をもつて実現につとめる義務を負う。 双方同 の変化 点に特色が 多数決による決議 勧告した。 その他会社幹部の ついては、 よつ なき意見の 営協議会は産業民主化の精神に基き労働者として事業の経営に参画せしめるため、 て設けられる常 生産 経営協議会に一定の基準を与えい も 数たることを要しない。 ない。 ã) 叉別に会社経理の公開と報告が要望せられている。 具体的 計画、 開陳により諒解を成立せしめる機関である。 もとより法的拘束力をもつものではなく、 9 経営協議会は、 4 は、 人事を協議することも、 人事を議することは弊害を伴うので、 職制を含む人事、 一体交渉 討 結局 的協議機関である。 単なる諮問的機関ではなく協議決定機関であり、 の対象となるような事項についても、 問 題を後に残すので、 経営参加の範囲 労使双方の代表者をもつて構成されるが、委員数は協約で任意に定め、 利益配当等に亘り得るが、 その合理的運営を図るために役立つたことは否定出 違法では 性格は、 但し決議は株主総会を拘束し は 望ましくない。 ない 労働時 単なる懇談会や諮問機関ではなく、 関係当事者の単 が、 一般的基準を協約で定めることが望ましいとされ、 しかしこれによって会社幹部の 間、 会社の定款との関係を考慮しなけ 決議は満場一致をもつて行うことを通例とする。 具体的には協約で決定すればよい。 賃金の支払方法その他の労働条件の 協議が 決議の効力は、 なる参考に資するに過ぎな 行われることが注目され 決議 な () 労働協約と同一であり、 は労働協約と同 これによれば、 使用者と労働組合との協約に 労使平等の立 統括権又は職責には 来ないであろう。 ればなら るのである。 0 経営協議。 適正化、 その際 ものであ 効力をもつ 場 ない 必ず がら 当事者 人事に 重役 労 何等 隔 カコ 0 働 意

総同盟、 然る 12 産別会議、 昭 和 二十二年 国鉄労組等に民主化運動が展開されるに至つた。 所謂 二· ゼネスト禁止「後、従来の余りにも急進的労働運動に反省と批判とが加えられ 方昭和二十三年四月、 日本経営者団 体連

盟が結 成され、 労働者側の強大な経営参加運動に対抗して、 経営権の擁護、 人事権の確保を宣言した。 その結果

協議機関で、 業の内部で平和的に処理することを目的とする。従つて第三者の介入は一切認めない。そうしてそれはあくまで 及び組合が対等の立場で協議する労働協約上の共同の機関であり、 この問題について、その態度を表明したが (「労働協約改訂の手引」参照)、 **监営参加** の問題が、 決定機関でないとされる。 労働協約の締結をめぐつて、 かかる情勢の下に於て、昭和二十四年七月六日発せられた労働 時労使紛争の焦点となつた。 主として労働条件の合理化に関 それによれば、 日経連は、 経営協議会は、 昭和二十六年六月、 する事項を企 省労政局 経営者

長の 機関と化し、本来の性格がボカされている結果に濫み、その三分化を勧告したものである。 重大影響を与えるものであつた。これは、経営協議会が実際は経営参加の場所のみならず、 一勞働組 合の組織と運営に関する協力と勧告の実施について」なる通牒は、 経営協議会の在り方につい 団体交渉や紛争処理 即ち(1)団 体交渉に対

議会と改称することが適当なる旨を附言した。 生産委員会の三本立とする態度を表明した。そうしてやむなく経営協議会を存続する必要のある場合は、 働関係調整に関する指針」に於て、 にすぎないものであり、 して交渉委員会、②苦情処理に関しては苦情処理委員会、③生産については生産委員会をそれぞれ設置する。 によつて生産委員会が、 決定権は、 従来の経営協議会に代るのであるが、それは組合の意見を反映する助言、 従来の方針を修正し、経営協議会を廃止してこれを団体交渉、苦情処理機関、 経営者にあるとされる。 更に翌二十五年には、 時を同じうして日経連も昭和二十四年六月十 生産委員会の設置は時期尚早であるとし、 諮問 労働 の機関 Ė 一

H 「連のかかる態度に対して、 労働組合側は強い反対を表明し、 再び労働協約に於ける経営権をめぐつての

これを廃止しようとする態度を示したのである。

実質上従来の如き経営協議会は、

いようである。 より提唱されるに至つた。 る企業経営上の困難打開策として、昭和二十九年上半期頃から、経営参加を目的とする経営協議会が、 を示した。然るに西独の共同決定法や経営組織法による経営参加の実例に刺戟され、又他面に於ては緊縮政策によ するに至つた。 は、 争が激化するに至つた。 可成りの変化が見られる。即ち初期の如き高度の経営参加を認めるものが後退し、 全面的に賛意を表明した。 性格も諮問的のものが多く且労働省の勧告や日経連の方針の線に副うて、三分化の道を辿る傾向 しかしその後かかる状態は漸次緩和され、 現在総評はこれに反対しているが、三鉱連、電産、国鉄等は多大の関心を示し、 しかし昭和二十九年下半期までには、未だこれが具体化されるに至つていな 経営協議会の設置も進展したが、その性格に 生産協力的 の ものが 労使双方 全労 進

協約に基くものは一〇、八二五を数え前年度と大差がない。そのうち労働条件に関するもの八九・四%、生産に関 %であり、協約によるものが圧倒的であることを知る。更に昭和二十九年六月末の経営協議会設置状態を見るに 経営協議会をもつ組合と協約によらない経営協議会をもつ組合との比率は、 については、意見を尊重するとか説明を聞くとか言つた消極参加が多数である。昭和二十八年に於て、協約による 働省が昭和二十六年一月から六月まで有効労働協約一、○七五について調査したところによれば、経営参加条項を を与える事項については、同意、 有する協約は二二七を数え、 数の四四・三%に当る。 「和二十三年六月末の労働省調査によれば、経営協議会をもつている労働組合数は一五、〇五五であり、総組合の これは当時の労働協約の七―八割が、経営協議会の設置を協定したことになる。 全協約の二一・一%を占めている。 協議、承認等の積極的参加が認められているが、経営方針、 参加の程度を見るに、組合員の生活に重大な影響 前者の三五・七%に対して後者九・七 生産、 営業計 同じく労 画

するもの四三・九%、 苦情処理に関するもの七八・五%と言う比率を示している。 生産に関するものが、 最も少

いことを知るであろう。

発展する傾向が強いことに注目すべである。 われるのが原則であることを知るのであるが、最近これが英米に於ける如き生産性向上のための労使協力機関に 以上によつて我国の経営参加問題を概観した。企業単位の労働協約によつて設立される経営協議会を通じて行 しかし正直のところ、 我国の経営協議会は、 未だ本格的軌道に乗つ

(1) 労働省編「労働時報」第七巻第五号、一四—一五頁参照。 たと言い難く、その正否は、将来にかかつていると言わなければならぬ。

- (3) (2)前掲 「労働時報」五頁、一五一一六頁。Int. Lab. Off., Co-operation in Industry. pp. 43-44.
- (4)「資料労働運動史」六六二一六三頁、八〇四頁参照。

労働省編「資料労働運動史」昭和二一年—二二年、一三五—三六頁。

(5)前掲 「資料労働運動史」八〇五一六頁参照。

「資料労働運動史」昭和二十三年、一〇五九頁。

(6)

- (7)四年、八九二一九五頁参照。 労働省労政局労働法規課編「労働関係法令解釈総覧」九三一ー四〇頁、特に九三七頁、尚「資料労働運動史」昭和二十
- (8) 「労働時報」五頁、一六頁、吾妻光俊「最近における労働協約の傾向」「労働時報」第七巻第四号二―五頁参照。
- (10) (9) 労働白書 一九五五年版二六三—六四**頁、「**労働時報」第七巻第七号、九—一二**頁**等参照。 ·資料労働運動史」昭和二十三年、一〇五五頁
- (12)(11) 労働白書 桂労働関係研究所 一九五四年版、第一七五表参照: 「労働年鑑」昭和二十九年版、 四四頁。
- 労働白書 一九五五年版、二六一頁及び第一九四表参照。

経営参加と労仂協約

四

想わ らない。 る慣行を公認するとともに、これを関係企業のすべてに拡大すれば、その利益は一層大であると言わなけ すべての企業に劃一 法律によって経営協議会の設置を規定することは、
 外においたが、事実法律によつて経営協議会の設置を強制している国の存することは、先に指摘した通りである。 即応し得る長所がある。 による経営参加は、 以 ね 上労働協約による企業内の労働者経営参加を、欧米並びに我国の実際について考察したのであ ばならない。 又法律が廃止されざる限り、 労使双方の発意に基いて行われるのであるから、 的な義務を課することが出来る。一部の企業に既に経営協議会が設立されていて、 その意味に於て、 しかし乍らその順調なる発展は、 国家が経営協議法の如き立法措置をとることが考えられ、 経営協議会が永続的のものとして存続することが保障され、 色々な点で有利である。 国家の奨励や援助に俟つこと大なるもの 極めて彈力性に富み、 第一にそれは法の適用 企業や経営の実情に 本稿では考察の 或程废労働 範 から る。 囲 あることを 法が 扚 **動協約** れば にあ か

組織法」(Betriebsverfassungsgesetz) れに代るものとして、 用の長物と化するであろうか。 つて義務づけられ、 くの如く経営協議会が法律的基礎をもつことになれば、 これに一定の基準が与えられても、 決してその重要性を喪失しないからである。 これに対する回答は、 による経営参加は、 否である。 労働協約による経営参加は、 原則として経営協議会を通じて行われるものであ 労働協約よる経営参加の慣行はその意義を失い、 何んとならば、 例えば、 九五二年十 経営協議会の設立が、 これを補うものとして又そ 月一 . . . 日 0) 四 法律によ 独 無

議の発生をも防止することが可能であろう。

結された協約を維持し、又この命令による以上の権限を企業委員会に附与するのが主要目的であると言われる。 る。 代るものを設立することも出来る。 ような場合には〈第二十三条〉、労働協約による経営協議会の設置が、 一慣行によつて企業委員会の権限や機能に関する別の定めをなすことを何等妨げるものではない旨を規定している その存在を抹殺するものではない。その不足を補うものとして、又これを強化するものとして、 かくて国家の立法措置による経営協議会の設立は、 フランスに於ける一九四五年二月二十二日の企業委員会(Comité d'entreprise) れども、 般に強行規定以外は、 労働協約によつてこれを補充し又変更することが可能であり、更に別段の定めある場合には、これに 労働協約によつてとれを変更し得ると言うのが、現在通説となつている。 例えば社会的事項についての経営参加は、 労働協約による経営参加を制限することはあつ 従来通り可能なのである。これは解放後締 労働協約によつてこれを補充し得 に関する命令の如く、協約又は それは依然とし ても、 言わんや

 \mathcal{H} 75 めても、 経営参加の場としての経営協議会は、 経営協議会を御用組合化の手段としたり、 的生存、 う。こうしてその中からファシズムが擡頭する虞れなしとしない。労使がそれぞれ対立する相手方の存在を認 合が使用者の存在を危うするようでは、 協力の方法はいくらで存在するのである。使用者、 Mutual Survival が要望せられる所以である。 始めから成立する余地がない。使用者が労働組合の存在を育 自由社会に於ける民主主義は破壊され、 或は特定のイデオロギーによる政治闘争の具に供したりするのでは、 かかる意味に於て、労使双方の自主的協定である労 労働組合各々の単独の生存ではなくして、 国民経済は、 混乱に陷るであ ħ. 両者の相

て存在理由を主張し得ると言わなければならない。

元来経営に於ける労使の協力は、

双方がその立場を充分に理解した場合にのみ、始めて失現されるのである。

かけられるのである。国際労働機関も、一九五二年六月、その第三十五回総会で採択された「勧告」並に「決議」 協約によつて、経営協議会を通じ又は協約そのものを通じて労働者の経営参加を実現することに、多大の期待が

於ける伝統や特種事情はこれを無視出来ないが、現代に於て、労働協約による経営参加の重要性を強調しても、 に於て、当事者の自主的協定による労使協議機関の設置を勧奨していることは、周知の通りである。勿論諸国に

int. Lab. Off., Co-operation in Industry. p. 52.

恐らく行過ぎであるとの非難は受けないであろう。

- (2)vgl., Galperin, H., Kommentar zum Betriebsverfassungsgesetz. 1953, SS. 50-51.; Meissinger, H., Betriebsverfassungsgesetz. 1952, SS. 34-35; Bührig, a. a. O. SS. 81-86
- (3) (4)cf., Rouast, A. et Durand, P., Présis de Législation Industrielle. 1951. p. 133.; Durand, P. et Jaussaud, R., Traité Bakke, E. W., Mutual Survival,: The Goal of Unions and Management. 1946. p. 18. pp. 79-82. de Droit du Travail. Tome 1. 1947. pp. 463-64.